

地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入数及び実績

掲載している内容は、各地方公共団体から回答を得た情報に基づき作成しています。

令和7年4月1日現在

	経済的支援				公営住宅等 入居配慮		住宅関係支援		生活関係支援		医療・心理的ケア関係支援		法的関係支援	
	見舞金 導入数	貸付金 導入数	見舞金・貸付金 実績件数	見舞金・貸付金 実績額 (百万円)	導入数	実績件数	導入数	実績件数	導入数	実績件数	導入数	実績件数	導入数	実績件数
都道府県 (47)	23 (4)	2	312	69	47	83	17	81	7	685	13	5,415	23	741
政令指定都市 (20)	20	1	373	57	20	83	16	44	14	46	11	69	8	30
市区町村 (1,721)	1,099	10	291	34	782	115	264	17	136	24	92	5	144	156
全地方公共団体 (1,788)	1,142 (4)	13	976	160	849	281	297	142	157	755	116	5,489	175	927

(注1) 見舞金導入数の()は、市区町村の見舞金支給に補助を実施している都道府県数である。

(注2) 実績は、令和6年度中の数値である。

(注3) 住居関係支援とは、公営住宅等入居配慮を除く、ハウスクリーニング、宿泊、転居等の支援をいう。

(注4) 生活関係支援とは、配食、家事、託児・一時保育、学習、就労等の支援をいう。

(注5) 医療・心理的ケア関係支援とは、精神医療、カウンセリング等の支援をいう。

(注6) 法的関係支援とは、法律相談、裁判傍聴、再提訴等の支援をいう。